

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）第二条第二項、第七条及び第十六条第二項の規定に基づき、特許庁長官が定める入出力装置の技術的基準を次のように定め、平成十三年六月一日から施行する。なお、平成十一年十二月二十八日特許庁告示第八号「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第二条第二項、第七条及び第十六条第二項の規定に基づく入出力装置の技術的基準」は、平成十三年五月三十一日限り、廃止する。

平成十三年五月三十一日

特許庁長官 及川 耕造

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第2条第2項、第7条及び第16条第2項
の規定に基づく入出力装置の技術的基準

1. 入出力装置の技術的基準

電子情報処理組織を使用して手続をする際に使用する入出力装置は、以下の機能を備えたものでなければならない。

(1) 電文作成機能

特許庁長官が交付する入出力装置用ソフトウェアを用いて、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条に規定する特定手続について、特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）、意匠法（昭和34年法律第125号）、商標法（昭和34年法律第12

7号) 若しくは工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成2年法律第30号)又はこれらの法律に基づく命令(以下「特許等関係法令」という。)の規定において書面に記載すべきこととされている事項を記録した電文を作成する機能。

(2) 通信機能

特許庁長官が交付する入出力装置用ソフトウェアを用いて、申請人端末と特許庁の使用に係る電子計算機との間で通信できる機能。

(3) 電文出力機能

特許庁長官が交付する入出力装置用ソフトウェアを用いて、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条に規定する特定手続について、特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を記録した電文をフレキシブルディスクへ出力する機能又は当該電文を光ディスクへ出力する目的で一時格納する機能。